

○中央区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和四十七年四月一日

規則第十四号

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、中央区心身障害者福祉手当条例(昭和四十七年三月中央区条例第五号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(知的障害の程度)

第二条 条例第二条の規定に基づき、別表第一号に定める「精神発育の遅滞の程度が軽度以上であるもの」とは、東京都愛の手帳交付要綱(昭和四十二年二月二十日民児精発第五十八号)別表で定める知的障害の程度が四度以上と認められるものをいう。

(一部改正〔昭和四九年規則二七号・五二年一六号・平成一一年八号〕)

(支給対象者)

第二条の二 条例第三条第一項ただし書に規定する区規則で定める事由とは、心身障害者となつた年齢が六十五歳未満で、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- 一 条例第三条第二項第二号又は第三号の規定に該当するために心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の申請を行えなかつたとき。
- 二 中央区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有していないために手当の申請を行えなかつたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により手当の申請を行えなかつたと区長が認めるとき。

(追加〔平成一二年規則四六号〕、一部改正〔平成二二年規則一九号〕)

(所得の額)

第三条 条例第三条第二項第三号に規定する区規則で定める額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
〇人	三、六〇四、〇〇〇円
一人以上	三、六〇四、〇〇〇円に扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては一人につき四八〇、〇〇〇円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対

象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下同じ。）にあつては一人につき六三〇、〇〇〇円）を加算した額
--

（全部改正〔平成一二年規則四六号〕、一部改正〔平成一三年規則三六号・一四年三〇号・二四年四五号〕）

（所得の範囲）

第三条の二 条例第三条第三項に規定する所得は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（追加〔昭和四九年規則二七号〕）

（所得の額の計算方法）

第三条の三 条例第三条第三項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第三条第二項第三号に規定する心身障害者が二十歳未満の場合は、その者の配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で主として当該心身障害者の生計を維持するものの所得の額から八万円を控除して得た額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号若しくは第十号の二に規定する控除を受けた者又は同項第三号に規定する控除を受けた二十歳以上の心身障害者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第三条第一項に規

定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。)一人につき二十七万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円(当該寡婦が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円)

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

(追加〔昭和四九年規則二七号〕、一部改正〔昭和五〇年規則五八号・五一年二九号・五三年四四号・六〇年三四号・六三年四八号・平成元年三一号・二年三二号・六年三七号・九年三三号・一一年三六号・一四年三〇号・一六年一五号・一八年六二号・一九年一八号・二四年一三号〕)

(施設)

第三条の四 条例第三条第二項第二号に規定する区規則で定める施設とは、次の各号に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する障害児入所施設

三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項第一号に規定する救護施設

五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

六 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの

(追加〔昭和四九年規則二七号〕、一部改正〔昭和五〇年規則一号・六〇年一号・平成三年二四号・一一年八号・一六年一五号・一八年六二号・二四年一三号・二五年八号〕)

(受給資格の認定申請)

第四条 条例第四条の規定による受給資格の認定申請は、心身障害者福祉手当受給資格認定申請書(別記第一号様式)に条例別表で規定する障害の程度を明らかにすることができる書類を添付して行わなければならない。

- 2 前項の認定申請において、条例第二条に規定する心身障害者又は扶養義務者(以下「心身障害者等」という。)がその年(一月から七月までの月分の手当については、前年とする。)の一月一日に区内に住所を有しなかつたときは、当該心身障害者等の前年(一月から七月までの月分の手当については、前々年とする。)の所得の額についての当該区市町村長の証明書を添付しなければならない。

(一部改正〔昭和四九年規則二七号・五二年三九号・平成一二年四六号・二二年一九号〕)

(認定及び却下の通知)

第五条 区長は条例第四条の規定に基づき、受給資格の認定をしたときは、心身障害者福祉手当受給資格者台帳(別記第二号様式)に登載し、心身障害者福祉手当認定通知書(別記第三号様式)により、当該受給資格者に通知する。

- 2 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めるときは、心身障害者福祉手当認定申請却下通知書(別記第四号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(一部改正〔昭和五二年規則三九号・平成二二年一九号〕)

(受給資格喪失の通知)

第六条 区長は、受給者が条例第五条の規定により受給資格を喪失したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書(別記第五号様式)により、当該受給者であつたものに通知する。ただし、同条第一号に該当する場合は、この限りでない。

(一部改正〔昭和四九年規則二七号〕)

(支払方法及びその特例)

第七条 手当は、区長が指定する金融機関を通じて支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 条例第九条ただし書に規定する「特別の事情」とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- 一 受給資格を失つたとき。
- 二 支払期月が経過した後において支払うとき。

三 前二号に規定するもののほか、災害その他区長が特に必要と認める事由があるとき。

(一部改正〔昭和四九年規則二七号・平成一二年四六号・二二年一九号〕)

(手当の返還請求)

第八条 区長は、条例第十一条の規定による手当の返還又は受給資格を喪失した者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書(別記第六号様式)により行うものとする。

(一部改正〔平成一八年規則六二号・二二年一九号〕)

(公簿等の確認)

第九条 区長は、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類により証明すべき事由を、公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(追加〔昭和四九年規則二七号〕、一部改正〔平成五年規則一五号〕)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成二二年規則一九号〕)

2 平成二十二年四月一日(以下「適用日」という。)において、年齢が六十五歳未満である者(同年七月三十一日までに六十五歳に達する者に限る。)であつて、かつ、条例別表第二号に定める心身障害者(肝臓機能障害を有する者に限る。)となつた日が適用日であるものは、条例第三条第一項ただし書の規定にかかわらず、同項に規定する支給要件に該当する者(以下「対象者」という。)とする。この場合において、当該対象者が、手当の支給を受けようとするときは、同年七月三十一日までの間に、条例第四条の規定により区長に申請しなければならない。

(追加〔平成二二年規則一九号〕)

付 則(昭和四八年四月一日規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四九年一〇月一日規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年二月五日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月一日から適用する。

附 則(昭和五〇年九月二〇日規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年八月一日から適用する。

附 則（昭和五一年八月二日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年八月一日から適用する。

附 則（昭和五二年四月一日規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年八月一日規則第三九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十二年八月一日から適用する。
- 3 この規則による改正前の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定に基づく様式で残存するものについては、当分の間、なお、これを使用することができる。

附 則（昭和五三年八月三〇日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十三年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五四年八月二〇日規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五五年八月二〇日規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五六年八月一〇日規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五七年八月二一日規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五八年八月一五日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年八月分の手当から適用する。

附 則（昭和五九年八月一五日規則第二三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、昭和五十九年八月以後の月分の手当について適用し、同日前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六〇年二月七日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年八月三〇日規則第三四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条並びに第三条の三第二項第二号及び第三号の規定は、昭和六十年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六一年八月二五日規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、昭和六十一年八月以後の月分の手当について適用し、同日前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六二年九月二五日規則第四二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、昭和六十二年八月以後の月分の手当について適用し、同日前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（昭和六三年六月一日規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年九月二七日規則第四八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条及び第三条の三の規定は、昭和六十三年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年四月一日規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月三一日規則第三一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条及び第三条の三第二項第三号の規定は、平成元年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成二年九月一〇日規則第三二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条及び第三条の三の規定は、平成二年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当

については、なお、従前の例による。

附 則（平成三年四月一日規則第二四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則は、平成三年一月一日から適用する。

附 則（平成三年八月三十一日規則第五〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成三年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成四年四月一日規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年八月一〇日規則第四〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成四年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日規則第一五号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成五年九月三〇日規則第四六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成五年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。

附 則（平成六年八月三十一日規則第三七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条の規定は、平成六年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお、従前の例による。
- 3 平成六年七月以前の月分の手当について改正後の規則第三条の三第一項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一

部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額）」とする。

- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成七年八月二五日規則第三六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成七年八月以後の月分の手当について適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成八年八月三〇日規則第四三号）

- 1 この規則は、平成八年九月一日から施行する。
- 2 平成八年八月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成九年八月二二日規則第三三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成九年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一〇年八月二八日規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成十年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一一年三月二三日規則第八号）抄

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月一五日規則第三六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条並びに第三条の三第一項及び第二項第二号の規定は、平成十一年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一二年六月三〇日規則第四六号）

- 1 この規則は、平成十二年八月一日から施行する。
- 2 平成十二年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給要件に係る所得の額については、なお、従前の例による。

附 則（平成一三年九月二八日規則第三六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成十三年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一四年八月三〇日規則第三〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条及び第三条の三第一項の規定は、平成十四年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一五年三月三十一日規則第一五号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一二号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区印鑑条例施行規則等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお、使用することができる。

附 則（平成一六年三月三十一日規則第一五号）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の三の規定は、平成十六年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 （前略）第二十五条による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則（中略）の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成一八年九月二九日規則第六二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の四の改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の三の規定は、平成十八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお、従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成一九年三月三〇日規則第一八号）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の三第一項の規定は、平成十九年四月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用する。

附 則（平成二二年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三十一日規則第一三号）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の三第一項、第一号様式、第三号様式及び第四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二四年七月三十一日規則第四五号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、平成二十四年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお、従前の例による。

4 この規則の施行の際、第一条の規定による改正前の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則及び第二条の規定による改正前の中央区難病患者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二五年三月三〇日規則第八号）抄

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中中央区立知的障害

者生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則附則第二項の改正規定（「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める部分に限る。）、「第四条中中央区児童育成手当条例施行規則第六条第二号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）及び第五条中中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の四第一号の改正規定（「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。）は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第六六号）

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区児童育成手当条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則及び中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第七号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中央区情報公開条例施行規則、中央区個人情報保護に関する条例施行規則、中央区職員の期末手当に関する規則、中央区職員の退職手当に関する条例施行規則、中央区分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則、中央区認可地縁団体印鑑規則、中央区立中央会館条例施行規則、中央区立日本橋公会堂条例施行規則、中央区立区民館条例施行規則、中央区立浜町集会施設の管理運営に関する条例施行規則、中央区立セレモニーホール条例施行規則、中央区立保養所条例施行規則、中央区立区民健康村条例施行規則、中央区立温浴プラザ条例施行規則、中央区立女性センター条例施行規則、中央区立産業会館条例施行規則、中央区立ハイテクセンター条例施行規則、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則、生活保護法施行細則、支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、中央区立福祉センター条例施行規則、中央区立子ども家庭支援センター条例施行規則、中央区立児童館条例施行規則、中央区立シニアセンター条例施行規則、中央区立敬老館条例施行規則、中央区立特別養護老人ホーム条例施行規則、中央区立高齢者在宅サービスセンター条例施行規則、中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例施行規則、中央区児童育成手当条例施行規則、中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則、中央区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、中央区心身障害者福祉手当条例施行規則、中央区難病患者福祉手当条例施行規則、障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律施行細則、身体障害者福祉法施行細則、知的障害者福祉法施行細則、中央区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、中央区おとしより介護応援手当条例施行規則、中央区後期高齢者医療に関する条例施行規則、中央区指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、中央区結核・精神医療給付金の支給に関する規則、中央区プールに関する条例施行規則、中央区興行場法施行条例施行規則、中央区旅館業法施行条例施行規則、中央区公衆浴場法施行条例施行規則、中央区化製場等に関する法律施行条例施行規則、温泉法施行細則、水道法施行細則、中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、食品衛生法施行細則、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、母子保健法施行細則、中央区立環境情報センター条例施行規則、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する規則、中央区浄化槽の清掃、保守点検等に関する規則、中央区公共溝渠管理条例施行細則、中央区営駐車場条例施行規則、中央区自転車の放置防止に関する条例施行規則、都市計画法に基づく開発行為等の規制事務施行細則、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則、中央区立総合スポーツセンターの管理運営に関する条例施行規則、中央区立運動場等の管理運営に関する条例施行規則及び中央区立月島スポーツプラザ条例施行規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

別記第1号様式(第4条関係)

心身障害者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先)中央区長

申請者住所

氏名 本人との続柄
()

電話()

ふりがな							生年月日	年 月 日 (歳)	
氏名									
個人番号									
受給者が未成年の場合	扶養義務者氏名								
	個人番号								
現住所	中央区						連絡先		
							()		
障害状況	身体障害者手帳 種 級 / 愛の手帳 度								
障害区分 (○をつけてください。)	障害区分	脳性麻痺	進行性筋萎縮症	肢体不自由	内臓	視覚	その他	()	

ここからは、記入しないでください。

手帳	身体障害者手帳 種 級 都道府県 第 号				愛の手帳 度 都道府県 第 号				
	年月日 交付更新				年月日 交付更新				
各種手当等	おとしより介護 応援手当		他の区市町村で同 種の手当受給の無 有		児童育成手当の 障害手当		施設入所の有無		
	1受けている 2受けていない (月 日)		1受けていた 2受けていない (月 日)		1受けている 2受けていない (月 日)		1入所している 施設名 () 2入所していない (月 日)		
所得制限	前年所得	雑損控除	医療控除	小規模企業共済等掛金控除	配偶者特別控除	社会保険料控除	寡・勤・障害者数障 除 特障 人 人	扶養親族等の数 うち老人扶養親族等 うち特定扶養親族及び 控除対象扶養親族 人	控除後の所得
家族等	住所						支給開始年月		認定番号
	氏名 電話()						年 月		

第2号様式(第5条関係)

心身障害者福祉手当受給資格者台帳

表

申請			認定			認定番号		
障	ふりがな氏名			住			変更年月日	
	生年月日	年 月 日		所				
害	障害の状況				級度	障害名		
		手帳番号			交付年月日			
者	職業 就学 } の状況				入	病院名		
					院	入院年月日		
保護者	住所							
	氏名	生年月日	年 月 日	性別	男・女	障害者との関係		
備考								

受給資格者		住 所			認定番号		
年 度	支 給 状 況			資 格 確 認	備 考		
	第1期(月)	第2期(月)	第3期(月)				
入 院	病 院 名	入 院 年 月 日	退 院 年 月 日	振 替 口 座	銀行 信用金庫	支店No.	変 更 年 月 日
					銀行 信用金庫	支店No.	: :
					銀行 信用金庫	支店No.	: :
					銀行 信用金庫	支店No.	: :

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長

印

心身障害者福祉手当認定通知書

年 月 日付けで申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、
下記のとおり認定しましたので通知します。

記

支給開始年月	年 月分		認定番号
支給月額			
支給区分	期別	期 間	支給月
	第1期	月から 月まで	月
	第2期	月から 月まで	月
	第3期	月から 月まで	月

（審査請求及び取消訴訟）

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長

印

心身障害者福祉手当認定申請却下通知書

年 月 日付けで心身障害者福祉手当の認定申請がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

(却下した理由)

(審査請求及び取消訴訟)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長



心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書

下記のとおり心身障害者福祉手当の受給資格が消滅したので通知します。

記

消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

中央区長

印

心身障害者福祉手当返還請求書

あなたが既に受給した心身障害者福祉手当については、その部を下記により返還してください。

記

請求金額	円
請求金額の内訳	
返還理由	
返還方法	

（審査請求及び取消訴訟）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式（第4条関係）

（一部改正〔平成24年規則13号・45号・27年66号〕）

第2号様式（第5条関係）

（一部改正〔平成24年規則45号〕）

第3号様式（第5条関係）

（全部改正〔平成28年規則7号〕）

第4号様式（第5条関係）

（全部改正〔平成28年規則7号〕）

第5号様式（第6条関係）

（全部改正〔平成28年規則7号〕）

第6号様式（第8条関係）

（全部改正〔平成28年規則7号〕）